

1 顕在化している主な環境課題（生物多様性の危機）

○侵略的な外来生物の侵入

平成 29 年 6 月以降輸入コンテナを介したヒアリ等の侵入が相次いでいることや、近隣府県でクビアカツヤカミキリの被害が確認されており、これら、特定外来生物等の侵入に対する早期発見と早期駆除が必要

○相変わらず続く野生鳥獣被害

シカ・イノシシなどによる下層植生の衰退や農作物被害に加え、人里での出没が相次ぐツキノワグマやサルによる人身事故や生活被害が発生しており、野生動物の適切な個体数管理が必要



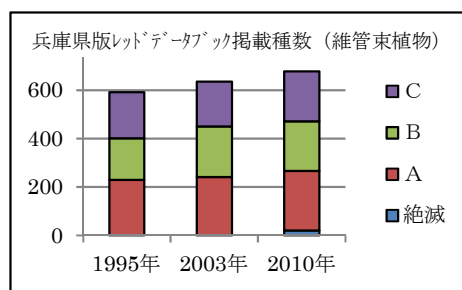
シカの食害により裸地化した森林（洲本市）

○瀬戸内海の沿岸域環境の変化や栄養塩濃度の低下

生物の生育の場として重要な藻場、干潟等の減少や、栄養塩濃度が低下し植物プランクトンなどの基礎生産の減少による漁獲量の減少、漂流ゴミやマイクロプラスチックによる景観や生態系への影響に対し、生物の生息域の再生・創出や栄養塩管理、漂流ゴミ等の回収・処理システムが必要

○気候変動の影響増大

気候変動の影響により種の絶滅や生息・生育域の移動、減少、消滅などが生じ、生物多様性の損失や生態系サービスの低下につながっていることから、その影響を把握し、緩和策と適応策が必要



○森林等里地・里山の多面的機能低下のおそれや開発による自然破壊

適正な管理が行われずに放置された森林等では、下層植生の消失など、多様な動植物を育む機能が低下するおそれがあり、人工林の間伐や土砂流出防止施設の整備、里山林の不要木伐採など、里地・里山が本来有する多面的機能の回復を図る取組が必要

さらに、地域の特色ある景観の形成、県民の自然とのふれあいや環境学習の場などとして保全・活用する取組も必要

また、大規模な再生可能エネルギー設備の開発の中には、森林伐採等により自然環境に悪影響を与えるものがあり、生物多様性との調和が不可欠

○生物多様性の保全等に関わる人材不足

地域で生物多様性の保全、鳥獣の保護管理、生態系の維持回復、生物多様性に関する教育や調査研究などを担う人材が不足しており調査手法の効率化、人材の育成及び適切な配置が必要

2 戦略の理念

○人と自然が共生する兵庫を私たちの手で未来へ

3 戦略の位置づけ

○「生物多様性基本法」第 13 条の規定に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の方向性や目標を明らかにし、具体的な取組を定めたもの

○「兵庫県環境基本計画」における「自然共生」の分野の実行計画

○「兵庫 2030 年の展望」における将来像「人と自然が共生」「豊かな森林が多面的機能を発揮」を目指す実行計画

○市町の生物多様性戦略の策定、県民の生活、事業者の事業活動、民間団体の活動において、尊重されるべき基本指針

4 戦略の期間

○2040 年頃を展望しつつ、概ね今後 10 年間（2030 年度まで）とし、原則として 5 年ごとに見直す。

5 行動計画

行動計画 1：参画と協働による生物多様性保全活動の推進〈主体毎の行動計画〉

重点取組

〈1〉参画と協働による侵略的な外来生物のリスク低減

- ヒアリ、クビアカツヤカミキリ等の健康被害や生態系に影響を及ぼす未定着の特定外来生物等に対しては関係団体、県民、行政が一体となり早期発見、早期駆除、被害対策に取り組む。

行動計画 2：人の営みと生物多様性の調和の推進〈場面毎の行動計画〉

重点取組

〈1〉地域の実情に応じたきめ細かい野生鳥獣の被害対策の推進

- GIS（地理情報システム）を活用し、被害状況や捕獲対策、個体数情報等の獣害対策に関するデータを情報管理システムで一元管理し、効果的な獣害対策を集落等に提案し実践する。
- ICTを用いた自動感知式の大型捕獲オリを活用し、遠隔操作等により効率的に大量捕獲を行う。

〈2〉豊かで美しい瀬戸内海の再生（生物生息場の創出、栄養塩管理等）

- 藻場・干潟の保全や環境配慮型護岸等の整備促進により生物生息場の再生・創出を推進するとともに、海域における窒素・りん濃度の下限値を設定し適切な栄養塩管理を推進する。
- 海岸漂着物等の回収・処理を実施するとともに、県独自の漂流ごみ、海底ごみの回収・処理システムを構築し、美化活動・発生抑制の普及啓発を行うことにより、海ごみ対策を推進する。

〈3〉温暖化対策の推進

- 気候変動により陸域等の生態が大きく影響を受ける可能性があるため、地域団体等による再生可能エネルギーの導入など参画と協働による温室効果ガス削減に向けた緩和策を推進する。
- 地球温暖化による猛暑などのリスクの高まりが予測され、生態系などへの被害回避、軽減を図るため、高温に強いお米への品種改良や河川の増水警報システムの整備、熱中症への注意喚起などの適応策に取り組む。

行動計画 3：生物多様性に支えられる地域の多様な自然と文化を守り育てる仕組みの確立

〈地域資源毎の行動計画〉

重点取組

〈1〉公的関与と多様な担い手による里地・里山や人工林の適正管理及び利用の促進

- 県・市町の公的関与による人工林の間伐の徹底的な推進、森林ボランティアや企業による里山林整備を進め、多様な樹種・下層植生で構成される森林に誘導する。
- 災害に強い森づくりによる森林の多面的な機能の保全や、「野生動物共生林整備」などによるスギ・ヒノキ林の広葉樹林化を進め、野生動物にとって良好な生息環境を創出するとともに、里地・里山でグリーンインフラとして生態系サービスを利用した減災対策を推進する。
- ため池や疎水の適正な管理等により多様で豊かな生態系を保全する。

〈2〉地域資源を活用した自然体験の推進

- 六甲山の活性化など自然公園の整備等により、自然とのふれあいの場づくりの拡充や、北摂里山博物館構想の推進など、地域の特徴ある資源を持続的に活用するための取組を促進する。

〈3〉大規模開発に伴う生物多様性への影響回避

- 「太陽光条例」に基づき風力発電施設等の大規模開発については、緑地保全や野生動植物への配慮に関する基準を遵守するよう適切に事業者を指導し、地域環境との調和を図る。

行動計画 4：行動計画を支える基盤整備の充実

重点取組

〈1〉科学的知見を活用した貴重種の保護及び外来種の駆除

- 川や池などに生息する生物種を効率的に把握できる環境DNA分析手法やGISを用いた生物分布モニタリング手法を活用し、貴重種の保護や外来種の駆除に努める。

〈2〉生物多様性の保全をリードする人材の育成

- ライフステージに応じて、自ら「体験」、「発見」し、自ら「学ぶ」環境学習・教育を推進しており、とりわけ豊かな感受性を養う乳幼児期における新たな環境学習プログラムを開発する。
- 被害が深刻な市町での獣害対策を行う鳥獣対策指導員や高い技能と野生動物管理の知識を備えた捕獲技術者を育成し、各地域に配置する。

行動計画 5：愛知目標（生物多様性の保全と回復を目指す行動目標）とSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた取組の実践

- 行動計画に基づく各取組を実施するにあたり、道しるべとなる愛知目標及びSDGsのゴールやターゲットと関連付けて具体的な活動を推進

6 進捗管理

- 行動計画の達成状況を戦略推進委員会において毎年度点検・評価しその効果を検証する。